

野辺地町学校施設等個別施設計画（案）に対する意見の内容及び町教育委員会の見解について

No.	意見の内容	町教育委員会の見解
1	<p>「学校施設の目指すべき姿」についてですが、学校施設のバリアフリー化についての項目が少し足りていないのではないかと考えております。</p> <p>〈理由〉</p> <p>令和3年4月から改正バリアフリー法が施行され、公立小中学校等のバリアフリー基準の適合義務化が始まります。義務化されることを踏まえると、もう少し学校施設の目指すべき姿の中にバリアフリーという大きな項目があつて然るべきだと思います。野辺地中学校は2013年に建設されているため当然のようにバリアフリー化されているとは思いますが、小学校3校はいずれも1970年代に建設されているためバリアフリー化がされていないと認識しております。どのようにして小学校を中心とした学校施設全体のバリアフリー化を進めていくのか（数年かけて進めていくのか、まとめて建て替えの時に行うのか）を具体的に個別施設計画で記載していくべきだと思います。</p> <p>さらに、学校施設は地域の防災拠点となる可能性があるために、多くの地域住民が避難してくることも想定しなければなりません。足の悪い高齢者の方、妊婦さん、幼稚園児や保育園児、あらゆる人が避難してきても大丈夫なようにバリアフリーで使いやすい学校施設を作るべきだと思いますし、それも学校施設の計画に盛り込むべきだと思います（具体的には、校舎にバリアフリースイレを何個配置するか等です）。</p>	<p>学校施設等のバリアフリー化について、特に小学校においては、基本的に統合校舎新築時に各基準等にしがって整備することを考えておりますが、今後組織する統合校舎の建設に係る検討委員会において、具体的な内容について検討することになります。</p> <p>ただし、2,000㎡以上の特別特定建築物を建築する際には、建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられておりますので、その点を念頭に置いた検討がなされるものと考えております。</p> <p>現在の3小学校の校舎につきましては、今後、統合後の利活用について検討する必要があり、その検討内容及び児童生徒の実態等も考慮しながら必要に応じて整備を進めたいと考えております。</p> <p>いずれにしましても、バリアフリー化の具体的な実施時期や内容等については、現時点で明確に示すことはできませんので、包括的な表現にとどめ、特段、記載内容の修正等はいたしません。</p> <p>しかしながら、「第2章 学校施設の目指すべき姿」において、バリアフリーについて触れており、町教育委員会としても、バリアフリー化は学校施設整備のうえでの重点項目の1つと認識しており、推進していく方向性には変わりはありませんので、御理解のほど、よろしく願いいたします。</p>